

資料 3 - 2

第 3 8 期第 5 回公運審

令和 8 年 2 月 2 5 日

小金井市公民館使用料導入に係る  
市民説明会資料

令和 8 年 2 月

生涯学習部公民館

## 1 はじめに

本市の公民館は、貫井北分館を除きいずれも設置から30年以上が経過しており、施設や付帯設備、備品類等の老朽化が進んでいることから、修繕費等に多額の予算を必要としています。また、物価高騰等の影響により、電気・ガス・水道料金等の光熱水費、清掃・点検等の維持管理費も年々増加しており、限られた予算の中で、これらすべてに対応していくことが難しい状況となってきました。

市教育委員会といたしましては、人口減少社会の進行に併せ、全国的に公共施設の縮小等が求められている中であっても、市民の皆様が自ら集い、学び合う場である公民館を守り続けたいとの思いから、公民館を更に有効活用し、財源を確保できる方法について検討を進めてまいりました。そして、それには、公民館に使用料を導入させていただくことが有効であるとの結論に至りました。

公民館施設への使用料導入については、公民館運営審議会にご協力をいただきながら、協議、検討を行ってきました。令和7年8月に、第37期公民館運営審議会から「小金井市公民館の施設使用料の導入について」の提言を受け、公民館の各部屋を、公民館使用登録団体が使用許可を受けて利用する、いわゆる一般利用において、使用料を導入することが適当と判断いたしました。

公民館が地域の実情や住民ニーズに合わせて、多様な活動を支援する拠点として今後もあり続けるために、令和8年9月使用分から、新たに使用料を導入したいと考えています。

## 2 公民館を管理運営するための経費について

公民館を管理運営するためには、毎年、電気・ガス・水道料金などの光熱水費や清掃、修繕などの経費が必要となります。

市内の公民館5館全体で、令和6年度に要した主な経費は次のようになっています。

- (1) 光熱水費：約1,612万円（電気・ガス・上下水道料金）
- (2) 委託料：約2,051万円（清掃委託、冷暖房保守点検委託等）
- (3) 修繕料：約248万円（公民館施設の修理費用）

このほかにも、消防設備保守点検やエレベーター保守管理などの経費も毎年必要となっており、令和6年度に5館の運営や維持管理等に必要な経費は、約3,900万円となっています。詳しくは、「参考資料1（P4）」をご覧ください。

### 3 「受益者負担」という考え方について

公民館に導入する使用料は、民間事業者等が施設を貸し出す際に、その機能の対価として徴収する使用料とは異なり、受益者負担という考え方に拠ります。受益者負担は、公共利用を目的に、税金により設置した施設を、個人等が使用許可を受け、個人的に使用する際に、公平性確保の観点等から、最低限の使用料をいただくものとなります。

市では、平成14年6月に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方」を策定し、使用料等を徴収する目的として、以下の3つの基本原則を定めました。（ここでの「受益者」とは利用者を指します。）

- |          |  |
|----------|--|
| ① 効率性の確保 | 受益者に負担を求めることにより、キャンセルなどによる施設の利用率の悪化を防止し、市民の効率的な利用を図るとともに市民サービスを充実する。             |
| ② 公平性の確保 | ある特定の市民を対象とするサービスについて、利用者と非利用者との間に不公平をもたらさせないよう、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する。 |
| ③ 歳入の確保  | 受益者に負担を求めることにより、歳入を確保し、財源配分の効率性を図る。  |

### 4 今回導入する使用料について

公民館は、社会教育の振興等を目的に設置された公共施設であることから、今後も、市が実施する講座への参加や、個人等が社会教育目的等で使用する場合は無料もしくは減免となります。

具体的には、①市、教育委員会等が使用するとき、②障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体が使用するとき、③社会教育関係団体又は福祉団体が使用するとき、④主に18歳以下の者で構成される団体が使用するときについては、無料とすることとしています。また、①から④に該当しない公民館使用登録団体が使用する場合は、使用料を1/2減額することとしています。

また、使用料をいただく場合も、施設利用に係る利益を受ける範囲において、最低限の使用料をお願いしたいと考えており、おおむね1時間当たり100円から200円までとしています。詳しくは、「参考資料2（P5、P6）」をご覧ください。お支払いいただいた使用料は、公民館の光熱水費などの維持管理費に使わせていた

だきます。

なお、多摩26市には公民館を設置している市が18市ありますが、本市と同様の理由から、既に使用料を設定している市が14市あり、徴収した使用料を公民館の適切な維持管理等に活用しています。

今回の使用料の導入は、公民館を将来にわたって維持し、地域活動の大切な拠点として守っていくために行うものです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●対象施設	公民館本館、貫井南分館、東分館、緑分館、貫井北分館
●貸出区分	1時間単位
●使用料	1時間当たり おおむね100円から200円程度 ※無料・減額の場合あり
●お支払い方法	キャッシュレス機能付き券売機を導入予定
●導入予定時期	令和8年9月使用分から導入予定

(参考資料1)

直近3年における公民館5館の管理運営経費

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電気料金	11,008	9,713	11,424
都市ガス料金	2,304	2,365	3,090
上下水道料金	1,386	1,496	1,608
修繕費	2,795	2,581	2,482
委託料	18,718	18,957	20,516
賃借料	809	809	809
計	37,020	35,921	39,929

※ 運営経費については、複合施設となっているため、決算額に対して、公民館、児童館、図書館を面積比で按分し、算出しています。

(参考資料2)

各部屋の定員及び1時間あたり使用料

施設	部屋	定員	使用料 (1時間あたり)
公民館本館	学習室A	20人	100円
	学習室B	40人	200円
	集会室	30人	200円
貫井南分館	学習室A	35人	200円
	学習室B	35人	200円
	学習室C	30人	200円
	視聴覚室	20人	200円
	集会室A	30人	100円
	集会室B	25人	100円
東分館	学習室A	30人	200円
	学習室B	30人	100円
	家事実習室	30人	200円
	生活室	20人	100円
	視聴覚室	20人	100円
緑分館	学習室A	25人	200円
	学習室B	20人	200円
	学習室C	25人	200円
	家事実習室	50人	300円
	生活室	15人	100円
	レクリエーション室	110人	600円
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)	100円

	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	視聴覚室	45人	400円
	集会室A	25人	100円
	集会室B	25人	100円
貫井北分館	学習室A	30人	200円
	学習室B	27人	200円
	学習室C	8人	100円
	学習室D	15人	200円
	生活室A	8人	100円
	生活室B	16人	200円
	ITルームA	8人	100円
	ITルームB	8人	100円
	創作室	24人	200円
	北町ホール	70人	500円
	スタジオ	5人	100円

※ 無料対象ではない公民館使用登録団体が使用する際の使用料は、上記金額の1/2  
となります。